

（表面）
産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

2025年 2月 3日

香川県知事 殿

協議者 住 所 高知県高知市葛島2丁目3番75号
氏 名 土佐ガス株式会社
代表取締役社長 小松亜弓
電話番号 088-882-3165



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社セキゼン 代表取締役 岩崎一雄
		住所又は所在地	香川県高松市末広町7番地21
		事業場の所在地	香川県高松市香西本町742番8
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	太陽光パネル
		種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず
		性状	固形状
		1年当たりの最大搬入量	6t／年
		排出事業場	名称
	所在地		高知県内の各建設現場
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		建設業 新築工事の屋根工事から排出される太陽光パネル 解体工事業 建物を解体する工程から排出される太陽光パネル
	当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社セキゼン 代表取締役 岩崎一雄
住所又は所在地		香川県高松市末広町7番地21	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	高知県内の各建設現場→主たる通行ルートとして、国道 55 号線、国道 56 号線、高知自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	産業廃棄物収集運搬許可車両を使用し、飛散なきようにシート掛けをして、運搬いたします。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	土佐ガス株式会社 久保雅寛 088-882-3165
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。